

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1956年	昭和31年	5月1日	チッソ附属病院から水俣保健所に脳症状を主訴とする原因不明の患者発生報告（水俣病公式確認）
1956年	昭和31年	5月28日	水俣市奇病対策委員会（水俣保健所、市医師会、市、市立病院、日室附属病院で構成）を設置、患者の措置、原因究明に当ることとする
1956年	昭和31年	8月3日	県は厚生省に原因不明の脳疾患が多発していることを報告
1956年	昭和31年	8月24日	県は熊本大学に原因究明について研究を依頼し、これを受け熊本大学は水俣奇病医学研究班を組織
1956年	昭和31年	11月4日	県は魚介類が危険であるので摂取しないよう指導
1957年	昭和32年	3月4日	副知事を会長に「熊本県水俣奇病対策連絡会」を設置（１）原因究明、（２）患者及び家族の措置、（３）魚介類の摂食禁止、漁業被害に対する処置、（４）港湾浚渫工事に関する処置、（５）生保家族に対する援護対策について処理することとする。
1957年 －1960年	昭和32年 －昭和35年		関係漁民に対し水俣病対策特別助成事業として国・県による高率補助により、魚礁、つきいそ事業、近海出魚、奨励事業等を実施（総事業費31,684千円）
1958年	昭和33年	8月21日	県が水俣湾海域での漁獲を行わないよう県漁連等へ指導通達
1958年	昭和33年	9月1日	漁民大会開催、漁業対策等要望の宣言決議
1958年	昭和33年	11月10日	政府予備費支出決定（原因調査費100万円、患者収容施設635万円×1/3 治療費70万円×1/3）
1959年	昭和34年	2月17日	食品衛生調査会第1回の討議を行う（水俣食中毒部会代表出席）
1959年	昭和34年	7月13日	第1回県議会水俣病対策特別委員会を開催
1959年	昭和34年	7月14日	水俣市立病院水俣病専用病棟落成
1959年	昭和34年	8月12日	水俣漁協1億円の補償を新日室に要求して、工場に入り込み
1959年	昭和34年	8月17日	水俣漁協再度工場に入り込み
1959年	昭和34年	8月29日	水俣市長等のあっせんにより水俣漁協に対する工場の補償妥結（補償金2,000万円、漁業振興資金1,500万円及び毎年200万円）
1959年	昭和34年	9月28日	津奈木村漁協総決起大会を開催、新日室に補償要求
1959年	昭和34年	10月6日	食品衛生調査会合同委員会において水俣食中毒部会代表、水俣病研究中間報告
1959年	昭和34年	11月1日	国会水俣調査団来県
1959年	昭和34年	11月2日	不知火海岸漁民工場に入り込み
1959年	昭和34年	11月10日	通産省軽工業局長から、水俣病の対策について排水処理設備の促進について通達
1959年	昭和34年	11月12日	食品衛生調査会結論（水銀説）を厚生大臣に答申
1959年	昭和34年	11月24日	不知火海漁業紛争調停委員会、委員を決定、同月26日第1回委員会開催
1959年	昭和34年	11月25日	水俣病患者互助会、新日室に補償要求（一人300万円）
1959年	昭和34年	12月17日	県漁連及び新日室が、調停委員会の調停案受諾書に調印（補償金3,500万円、立ち上り資金融資6,500万円）12月25日補償契約書調印
1959年	昭和34年	12月25日	新日室工場排水浄化装置（サイクレーター）完成
1959年	昭和34年	12月29日	水俣病患者互助会に対する補償調停書（いわゆる「見舞金契約」）調印（弔慰金葬祭料32万円、年金成年者10万円、未成年者3万円）
1960年	昭和35年	1月	経済企画庁「水俣病総合調査研究連絡協議会」（厚生、通産、経企の各省庁）を設置
1960年	昭和35年	2月4日	厚生省水俣病患者診査協議会委員の委嘱が1月20日付けで行われ、診査協議会発足
1960年	昭和35年	3月22日	県議会水俣病対策特別委員会解散
1960年	昭和35年	10月12日	水俣漁協及び新日室が、調停委員会の調停案受諾。同月25日契約書調印（就労希望者の採用、漁業振興会社出資500万円、操業停止による立ち上り資金750万円、埋立代償1,000万円）
1961年	昭和36年	9月14日	水俣病患者診査協議会を廃止、水俣病患者診査会として今後は運営することとなる
1963年	昭和38年	2月17日	熊本大学水俣病医学研究班、水俣病の原因（メチル水銀化合物説）発表
1963年	昭和38年	10月5日	水俣湾泥土中の水銀に関する調査実施（熊本大学）
1964年	昭和39年	3月31日	熊本県水俣病患者審査会設置条例交付
1964年	昭和39年	4月17日	水俣病患者への年金増額の契約調印（成年者10万5千円、未成年者5万円）
1965年	昭和40年	3月7日	水俣市立病院附属湯の児病院（リハビリテーションセンター）完成
1966年	昭和41年	6月	チッソ工場アセトアルデヒド排水循環方式完成
1966年	昭和41年	6月30日	水俣病死亡者に対する弔慰金等増額改訂（弔慰金45万円、葬祭料5万円）
1966年	昭和41年	7月－10月	厚生、経済企画、通産、水産の各省庁による共同調査を実施
1966年	昭和41年	12月21日	経済企画庁水質審議会で水銀特別部会設置を決定
1967年	昭和42年	2月18日	経済企画庁水質審議会第18特別部会（水銀部会）委員会発足
1968年	昭和43年	3月6日	水俣病患者見舞金増額改訂（成年者14万円、未成年者7万5千円）
1968年	昭和43年	5月18日	チッソ工場、アセトアルデヒド製造停止
1968年	昭和43年	9月26日	厚生省、水俣病の原因を新日本窒素水俣工場の工場排水によるものと発表
1968年	昭和43年	10月4日	患者互助会が、厚生大臣に会社との補償交渉について協力を要望
1968年	昭和43年	10月8日	第1回補償交渉（１）互助会側は死亡者1人1,300万円、生存者1人年金60万円、生存者が死亡した場合は、自動車損害賠償保険の最高限度額を要求、（２）会社側は公害補償としては我が国初のケースであるので、厚生省、通産省の意見を聞いて考えたいと回答
1968年	昭和43年	10月24日	第2回交渉（１）互助会側、会社の補償額提示を強く要求（２）会社側、厚生、通産両省に基準教示を依頼中であるとして補償額を提示せず
1968年	昭和43年	11月15日	第3回交渉（１）互助会側、年金打切者の追加要求者（年金60万円）を提出、（２）会社側、知事への解決依頼を要望、（３）患者側、知事に基準の作成を依頼、解決は自主交渉を要望
1968年	昭和43年	11月16日	互助会、知事に補償あっせんを依頼することにつき水俣市長に協力依頼
1968年	昭和43年	12月3日	会社から知事あて補償解決について知事の協力を文書をもって要請
1968年	昭和43年	12月6日	知事、東京事務所でチッソ社長、専務と会合。チッソの真意を確認し、第三者機関設置を断りその旨を厚生省公害部長に報告し、補償基準の設定は国が行うよう要請

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1968年	昭和43年	12月25日	第4回交渉（１）チッソ側、知事と12月6日会合し、基準設定は政府が作ることが適当と考えられるので、厚生省に要望することを決定
1968年	昭和43年	12月26日	知事、厚生省事務次官と会合し補償解決のための機関設定を国が設けるよう要望
1969年	昭和44年	1月20日	互助会、厚生大臣に陳情、厚生大臣は補償解決のための「あっせん委員会」を2月中に発足させると約束
1969年	昭和44年	1月27日	互助会交渉委員代表（会長外5名）、知事に陳情、厚生大臣に「あっせん」を依頼したので知事の協力を要望
1969年	昭和44年	1月28日	チッソ専務、知事に厚生大臣の「あっせん」依頼について協力を要望
1969年	昭和44年	2月3日	水俣地域が水質保全法に基づく指定水域に指定される
1969年	昭和44年	2月10日	知事、厚生次官と会合、厚生省の「あっせん」機関の性格、委員の人選等について話し合う
1969年	昭和44年	2月26日	チッソ、「確約書」を厚生大臣に提出
1969年	昭和44年	2月27日	県・市から厚生省事務次官、公害部長に2月中の「補償あっせんの第三者機関発足」を要望。事務次官は「両者からの確約書提出の見通しがついたので、委員の人選に入る」旨発表
1969年	昭和44年	2月28日	互助会交渉委員会開催。「確約書」の提出について協議、総会に諮ることを決める
1969年	昭和44年	3月1日	互助会総会、「確約書」を「あっせん依頼書」とすることを決め、確約書の提出を見送った
1969年	昭和44年	4月5日	互助会総会、（１）厚生省の第三者機関に「あっせん」を依頼する。（２）チッソと自主交渉を行い会社が自主交渉に応じねば訴訟する。以上2つの意見に分かれ事実上分裂の形となる
1969年	昭和44年	4月10日	互助会、厚生大臣に「確約書」提出。（１）互助会会長外7名の代表、全90世帯のうち、54世帯が確約書を厚生大臣に提出。第三者機関の「あっせん」を依頼した。（２）厚生大臣は第三者機関の委員人選に着手、4月中にも発足させると発表
1969年	昭和44年	4月20日	互助会、自主交渉がチッソから拒否されたとして訴訟を検討（29世帯）
1969年	昭和44年	4月25日	水俣病補償処理委員会委員決まる（3名）
1969年	昭和44年	4月26日	水俣病補償処理委員会初会合
1969年	昭和44年	5月29日	水俣病審査委員会において新規5人を水俣病患者認定
1969年	昭和44年	6月14日	チッソ水俣工場塩ビモノマー工場アルカリ洗滌塔排水の処理装置完成
1969年	昭和44年	6月14日	互助会92世帯のうち28世帯、チッソを相手どり熊本地方裁判所に慰謝料の請求を提訴(水俣病第一次訴訟)原告患者41人家族71人計112人慰謝料総額642,390,444円
1969年	昭和44年	7月31日	チッソ水俣工場、アセトアルデヒド触媒液の処理を開始
1969年	昭和44年	12月6日	チッソ水俣工場、アセトアルデヒド触媒液の処理完了
1969年	昭和44年	12月15日	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布（以下「救済法」という）
1969年	昭和44年	12月27日	熊本県公害被害者認定審査会（以下、「審査会」という）条例制定（水俣病患者審査会設置条例は同日付廃止）
1970年	昭和45年	1月14日	第1期審査会委員10人任命
1970年	昭和45年	1月23日	水俣病認定申請者67人を審査会に諮問
1970年	昭和45年	1月26日	第1回審査会開催
1970年	昭和45年	1月27日	審査会、救済法に基づく水俣病患者として67人を審査し知事に答申
1970年	昭和45年	3月26日	救済法に基づく患者として、知事が67人を水俣病患者と認定
1970年	昭和45年	4月22日	審査委員による認定申請患者の現地診察を実施
1970年	昭和45年	5月26日	水俣病補償処理委員会の補償あっせん妥結調印（64世帯 患者数75人）
1970年	昭和45年	7月23日	熊本県審査会等、チッソと患者家庭互助会の依頼（S45.6.26）にもとづき、4人の症状等級区分を決定し両者に通知
1970年	昭和45年	8月17日	水俣病認定申請を棄却された7人が厚生大臣に行政不服審査請求を申立て
1971年	昭和46年	3月25日	チッソ水俣工場、アセチレン法塩化ビニール製造を中止
1971年	昭和46年	6月10日	県議会公害対策特別委員会に審査会会長、副会長出席し、審査会関係について説明
1971年	昭和46年	8月7日	環境庁が、行政不服審査請求事案（7人）について、知事の認定棄却処分を取消し
1971年	昭和46年	9月1日	S46.8.7の環境庁裁決の結果に基づき、7人を審査会に再諮問
1971年	昭和46年	9月29日	S46.8.7の環境庁長官裁決書及び同庁事務次官通知についての補完文書（企画調整局公害保健課長）出る
1971年	昭和46年	10月6日	知事、環境庁裁決のあった7人を水俣病患者として認定
1971年	昭和46年	12月20日	県公害課、水俣湾周辺住民水俣病アンケート調査結果を発表
1971年	昭和46年	12月28日	中央公害審査委員会、チッソと認定患者から出されている調停申請について調停委員会を発足させ、3委員を指名
1972年	昭和47年	4月10日	第2期熊本県公害被害者認定審査会発足
1973年	昭和48年	1月20日	患者家族141人、チッソを相手どり水俣病第二次訴訟を熊本地方裁判所に提訴
1973年	昭和48年	3月20日	水俣病第一次訴訟判決、原告勝訴確定
1973年	昭和48年	4月2日	水俣病認定申請を棄却された1人から、環境庁長官への行政不服審査請求の申立てが知事（処分庁）あて送付される
1973年	昭和48年	4月4日	知事、同審査請求書を環境庁長官に進達
1973年	昭和48年	4月5日	チッソ、原告全患者に判決に基づき補償を確約
1973年	昭和48年	4月25日	公害等調整委員会の水俣病補償調停委員会より調停案を提示
1973年	昭和48年	4月27日	チッソ及び患者30人が調停案を一部修正の上、成立
1973年	昭和48年	5月9日－10日	三木環境庁長官現地視察
1973年	昭和48年	5月22日	熊本大学第二次水俣病研究班、研究結果を県に報告
1973年	昭和48年	5月23日	関係四省庁の調査団来熊
1973年	昭和48年	5月30日	知事、八代海・有明海の魚介類は安全である旨関係各方面に通知
1973年	昭和48年	6月6日－10日	有明海、八代海沿岸住民健康調査打合せ（東京）
1973年	昭和48年	6月8日－13日	知事、県議会（公害対策特別委員会）関係各省へ陳情

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1973年	昭和48年	6月9日－11日	衆議院農林水産委員会現地視察（水俣、宇土、大牟田）
1973年	昭和48年	6月12日	政府水銀等汚染対策推進会議を設置
1973年	昭和48年	6月6日－18日	衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会現地視察（大牟田、宇土、有明、水俣）
1973年	昭和48年	6月24日	魚介類の水銀に関する専門家会議、魚介類の水銀の暫定基準について厚生省に意見書提出
1973年	昭和48年	6月25日	知事、再び魚介類の安全性について談話
1973年	昭和48年	7月3日	知事、再び魚介類の安全性について6月25日の談話の趣旨を関係各方面に通知
1973年	昭和48年	7月9日	水俣病患者とチッソとの補償協定調印
1973年	昭和48年	8月17日	環境庁水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会において有明町の水俣病類似症状者2人について 現時点では水俣病ではないと判定
1973年	昭和48年	9月10日	県、有明町の残りの水俣病類似症状者について、環境庁長官に対し、健康調査分科会の判定を依頼
1973年	昭和48年	10月22日	水俣病補償協定に基づく患者医療生活保障基金の運営委員決定（県知事、水俣市長、チッソ水俣本部長、患者代表7人、計10人）
1973年	昭和48年	11月7日	水俣病治療研究センター設立準備懇談会（第1回）開催（環境庁）
1973年	昭和48年	11月21日	水俣病補償協定に基づくランク付け委員決定（5人）
1974年	昭和49年	1月	汚染魚封じ込めのための仕切網を水俣湾口に設置
1974年	昭和49年	3月1日	水俣病認定業務促進検討委員会発足
1974年	昭和49年	3月27日	第2回水俣病認定業務促進検討委員会小委員会設置
1974年	昭和49年	4月19日	水俣病認定業務促進検討委員会小委員会開催
1974年	昭和49年	6月27日	認定申請者からの水俣病被害者補償金内払請求仮処分申請事件について、熊本地方裁判所、2人について仮処分決定
1974年	昭和49年	7月1日－8月31日	九州各大学医学部等の協力による集中検診の実施
1974年	昭和49年	7月12日	水銀汚染調査検討委員会健康調査分科会、有明町の”第三水俣病”は現時点で水俣病とは認められないと結論
1974年	昭和49年	7月16日	176人の認定申請者、環境庁長官に行政不服審査法に基づく不作為の不服審査請求
1974年	昭和49年	7月21日	有明海沿岸4県と日本合成、三井東庄の漁業補償交渉、総額23億6千万円で妥結
1974年	昭和49年	8月17日	364人の認定申請者、環境庁長官に行政不服審査法に基づく不作為の不服審査請求
1974年	昭和49年	8月28日	S49年度水俣病要観察者治療研究事業要項施行。4月にさかのぼって、審査会の答申保留者等に研究治療費等を支給
1974年	昭和49年	9月1日	公害健康被害補償法、熊本県公害健康被害認定審査会（以下、「審査会」という）条例施行
1974年	昭和49年	9月6日－7日	水俣病認定申請患者協議会、集中検診等について公害対策局に徹夜抗議
1974年	昭和49年	9月14日	水俣病認定申請患者協議会の徹夜抗議に関し県議会、暴力排除の決議
1974年	昭和49年	9月19日	107人の認定申請者、環境庁長官に行政不服審査法に基づく不作為の不服審査請求
1974年	昭和49年	9月20日	S49. 7. 16提起の不作為の不服審査請求の一部（15人）について、環境庁長官の認容裁決
1974年	昭和49年	9月30日	27人の認定申請者、熊本県知事に行政不服審査法に基づく不作為の異議申立て
1974年	昭和49年	10月18日	S49. 9. 30提起の不作為の異議申立てについて熊本県知事、処分を行っていないことについての理由を開示
1974年	昭和49年	10月24日	S49. 7. 16提起の不作為の不服審査請求の残り（161人）について環境庁長官の裁決（11人認容、150人棄却）
1974年	昭和49年	11月8日	第22回審査会を招集したが一部認定申請者団体の抗議行動により流会
1974年	昭和49年	11月19日－21日	認定業務について公害対策局と認定申請者各派との現地話し合い
1974年	昭和49年	12月13日	406人の認定申請者、熊本地方裁判所に行政事件訴訟法に基づく水俣病認定不作為の違法確認請求訴訟を提起
1974年	昭和49年	12月23日	熊本県、環境庁等に水俣病認定制度改正に関する要望書提出
1975年	昭和50年	1月11日	公害対策局、全認定申請者に対し認定審査会の開催問題につきアンケート調査
1975年	昭和50年	2月7日	環境庁、公害対策局、認定申請者各派、認定業務について現地話し合い
1975年	昭和50年	3月14日	水俣病患者、遺族ら103人、チッソ関係者を殺人罪、傷害罪で熊本県警に告訴、告発
1975年	昭和50年	4月1日	50年度水俣病認定申請者治療研究事業要項施行
1975年	昭和50年	6月2日	水俣病医学検討会議発足
1975年	昭和50年	6月9日	水俣病ランク付委員全員（5人）辞任
1975年	昭和50年	7月16日	水俣病認定不作為の違法確認請求訴訟、水俣市立病院検診センターを検証
1975年	昭和50年	7月23日	公害健康被害補償法に基づく熊本県水俣病被認定者特殊寝台貸与要項施行
1975年	昭和50年	7月24日	環境庁長官、知事の棄却処分取消しの裁決（2人）
1975年	昭和50年	8月	熊本県、環境庁等に水俣病対策に関する要望書提出
1975年	昭和50年	8月28日	水俣湾周辺地区住民健康調査の結果発表
1975年	昭和50年	9月5日	環境庁企画調整局長、認定患者各派代表及び申請者各派代表と現地話し合い
1975年	昭和50年	10月7日	水俣病認定申請患者協議会の県議会公害対策特別委員会への抗議活動（9月25日）に関し、県警、同協議会副会長ら4人を逮捕
1975年	昭和50年	12月	熊本県、環境庁等に水俣病認定業務促進に関する要望書提出
1976年	昭和51年	3月24日	検診業務再開問題について、公害部と認定申請者団体各派代表との現地話し合い
1976年	昭和51年	4月1日	S51年度水俣病認定申請者治療研究事業要項施行
1976年	昭和51年	4月8日	S49年9月以降停止していた検診業務が再開
1976年	昭和51年	4月8日	知事、環境庁長官による棄却処分の取消裁決（S50. 7. 24）があった1人を認定
1976年	昭和51年	5月1日	従来、衛生部水俣保健所に属していた健診センターの機構を改め、公害部の出先機関としての「水俣病検診センター」を設置
1976年	昭和51年	5月4日	熊本地方検察庁、チッソの元社長、元工場長を業務上過失致死傷害罪で熊本地方裁判所に起訴
1976年	昭和51年	6月	県議会、国に対し、認定業務促進のための措置を要望
1976年	昭和51年	7月	県、国に対し、認定業務は国において直接処理すること等を要望
1976年	昭和51年	9月2日	知事、環境庁長官による棄却処分の取消裁決（S50. 7. 24）があった1人を認定

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1976年	昭和51年	10月1日	環境庁環境保健部に専ら水俣病関係業務を所掌する「特殊疾病対策室」を設置
1976年	昭和51年	12月15日	水俣病認定不作為の違法確認請求訴訟判決。認定業務の遅れは被告行政庁の違法であるとの判示。県、国に対し認定業務は国において直接処理するよう要望
1976年	昭和51年	12月21日	知事、水俣市において認定申請者団体各派代表と話し合い
1976年	昭和51年	12月30日	12月15日の不作為違法判決確定
1977年	昭和52年	2月10日	県議会公害対策特別委員会、環境庁長官、衆参両院関係等に認定制度の抜本的改正を要望し、併せてそれが実現するまでの間の当面の対策4項目の実現を要望
1977年	昭和52年	3月23日	環境庁、2月10日の要望に対し、県及び県議会に回答
1977年	昭和52年	3月28日	水俣病対策関係閣僚会議（官房長官、環境、大蔵、自治、厚生、通産、文部の7閣僚）開催
1977年	昭和52年	3月29日	県議会、「水俣病認定業務の返上に関する決議」を可決
1977年	昭和52年	4月1日	S52年度水俣病認定申請者治療研究事業要項施行。新たに、はり・きゅう施術も本事業の対象とした
1977年	昭和52年	4月8日－9日	社会党、水俣病現地調査団視察
1977年	昭和52年	4月22日－24日	環境庁長官水俣・芦北地域等視察
1977年	昭和52年	5月13日	県議会公害対策特別委員会、環境庁長官等に不作為違法状態解消についての基本的な考え方及び具体的方策の明示、県に過大な財政負担をかけることのないよう適切な措置を要望
1977年	昭和52年	5月20日	県議会厚生委員会、環境庁長官に水俣病認定業務の抜本改革等について陳情
1977年	昭和52年	5月31日	知事、環境庁長官等に不作為違法状態解消のため、認定業務を国で直接処理すること及び当面の対策として審査認定基準の明確化等7項目について要望
1977年	昭和52年	6月7日	知事、関係閣僚会議で認定基準の明確化、上級審査機関の設置、常駐医確保等について要望
1977年	昭和52年	6月23日－25日	知事、県議会議長ら超党派議員団、水俣病認定促進について環境庁長官に陳情
1977年	昭和52年	6月28日	水俣病関係閣僚会議開催
1977年	昭和52年	7月1日	環境庁、県からのこれまでの要望等に対し、「水俣病対策の推進について」を通知し、その中で 「後天性水俣病の判断条件」を明示
1977年	昭和52年	7月5日	県議会、水俣病問題に関する全員協議会を開催
1977年	昭和52年	7月29日－31日	県議会公害対策特別委員会正副委員長、水俣病認定促進について環境庁に要望
1977年	昭和52年	8月1日	熊本県水俣病相談事務所を設置、相談事務、認定申請者治療研究事業、保健福祉事業を所掌することとなった
1977年	昭和52年	8月2日－3日	県議会厚生常任委員会、「150人検診、120人審査体制」の実施等について環境庁に要望
1977年	昭和52年	10月1日	「月間150人検診、120人審査体制」発足
1977年	昭和52年	10月1日	水俣湾公害防止事業始まる
1977年	昭和52年	10月26日	知事、国に対し制度の抜本改正（認定業務は国、住民の健康管理を含む医療救済業務は県）及び水俣・芦北地域の振興に関して要望
1977年	昭和52年	11月9日－10日	県議会公害対策特別委員会、7月1日環境庁回答「水俣病対策の推進について」の中の未実施事項についての実現及び水俣・芦北地域振興について要望
1977年	昭和52年	11月18日	水俣病関係閣僚会議開催
1977年	昭和52年	12月24日	知事、水俣病認定業務促進対策（１）抜本対策、（２）当面の対策、水俣・芦北地域振興対策、水俣湾堆積汚泥処理事業について要望
1978年	昭和53年	1月1日	認定申請者治療研究事業を改善し、重症者について認定申請後6カ月で対象とし、研究治療手当 を入・通院1日当り300円から400円に引上げ
1978年	昭和53年	1月24日	水俣病関係閣僚会議開催
1978年	昭和53年	2月9日	自由民主党県支部連合会、同本部3役に認定制度の抜本的改正を陳情
1978年	昭和53年	3月30日	県議会、S53年度水俣病関係予算案を承認。同時にS52年3月の認定業務返上決議を撤回
1978年	昭和53年	4月1日	水俣病認定申請者治療研究事業のはり、きゅう施術療養費給付限度額を改訂、はり、きゅう1回 800円、併用1,200円とした
1978年	昭和53年	4月11日	水俣・芦北地域振興計画策定のため、県の関係52課で構成するプロジェクトチームの実務担当者会議開催
1978年	昭和53年	6月20日	「水俣病対策について」の閣議了解及び次官覚書
1978年	昭和53年	6月27日	水俣・芦北地域振興実施計画説明会開催
1978年	昭和53年	6月29日	水俣・芦北地域振興実施計画を国に提出
1978年	昭和53年	7月3日	環境庁、「水俣病の認定に係る業務の促進について（事務次官通知）」を出し、法の趣旨にてらし、留意すべき事項を明らかにした
1978年	昭和53年	8月3日	知事、県議会議長、水俣病認定業務の促進について、環境庁へ要望
1978年	昭和53年	8月28日	チッソに係る県債発行について協議するため、県と環境庁等関係5省庁による「チッソ株式会社に対する金融支援措置に関する協議会」発足
1978年	昭和53年	10月20日	第85臨時国会で、「水俣病認定業務の促進に関する臨時措置法案」可決
1978年	昭和53年	11月8日	棄却処分者4人（うち本県の棄却処分者3人）が、熊本、鹿児島両県知事を相手どって、水俣病の認定申請棄却処分の取消しを求める行政訴訟を熊本地方裁判所へ提訴
1978年	昭和53年	11月15日	「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」公布
1978年	昭和53年	12月15日	水俣病認定申請者22人、県を相手どって、「水俣病認定業務に関する熊本県知事の不作為違法に対する損害賠償請求訴訟（いわゆる「待ち料訴訟」）」を熊本地方裁判所へ提訴
1978年	昭和53年	12月19日	県議会公害対策特別委員会、チッソに係る県債発行を8項目の附帯決議を附して承認
1978年	昭和53年	12月20日	知事、「水俣病認定業務の促進」、「水俣湾堆積汚泥処理事業」、「水俣・芦北地域の振興対策」について環境庁へ要望
1978年	昭和53年	12月20日	県議会、「熊本県のチッソ株式会社に対する貸与資金特別会計条例」可決
1978年	昭和53年	12月27日	チッソに対し県債発行による金融支援措置として33億5,000万円を貸付け（第1回）
1979年	昭和54年	1月5日	知事、県議会議長、チッソに係る金融支援措置に関して国へ要望
1979年	昭和54年	2月14日	「水俣病認定業務の促進に関する臨時措置法」施行
1979年	昭和54年	2月14日	国の臨時水俣病認定審査会委員10人決定

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1979年	昭和54年	3月28日	水俣病第二次訴訟（被告チッソ）熊本地裁で判決、原告勝訴
1979年	昭和54年	7月9日	知事、県議会議長連名の「チッソに係る金融支援措置に関する要望書」を国に提出
1979年	昭和54年	8月7日	県議会厚生常任委員会、チッソに係る金融支援措置に関し国に要望
1979年	昭和54年	11月28日	県議会公害対策特別委員会、水俣病対策及びチッソに係る金融支援措置に関し、地元県選出国會議員団及び環境庁長官に対し要望
1979年	昭和54年	12月4日	地元県選出国會議員、水俣病対策に関し環境庁長官及び自治大臣に要望
1979年	昭和54年	12月20日	国の第1回「臨時水俣病認定審査会」開催
1980年	昭和55年	5月21日	水俣病認定申請者等85人、国、県、チッソを相手どって「水俣病国家賠償等請求訴訟（第三次訴訟）」を熊本地方裁判所へ提訴
1980年	昭和55年	8月19日	チッソに係る金融支援措置について、県選出国會議員、関係省庁及び県議會議員で協議
1980年	昭和55年	9月18日	検診拒否始まる
1980年	昭和55年	9月28日	チッソに係る金融支援措置について、「水俣病に関する関係閣僚会議」開催
1981年	昭和56年	2月4日	県議会公害対策特別委員会、チッソに係る金融支援措置に関し国へ要望
1981年	昭和56年	4月1日	国立名古屋病院での検診開始
1981年	昭和56年	7月1日	環境庁企画調整局環境保健部長から「小児水俣病の判断条件について」通知
1981年	昭和56年	7月21日	県議会公害対策特別委員会、チッソ再建問題について、国の責任において政府系金融機関からの融資が実現されるよう要望
1981年	昭和56年	11月20日	知事、水俣病関係閣僚会議において、万ーの場合の国の保証、開銀融資等について要望
1981年	昭和56年	11月26日	県議会公害対策特別委員会、水俣病対策について要望
1982年	昭和57年	6月2日	県議会公害対策特別委員会、水俣病対策について要望
1982年	昭和57年	10月28日	水俣病認定申請者等40人、国・県・チッソを相手どり「水俣病国家賠償請求訴訟（関西訴訟）」 を大阪地方裁判所に提訴
1982年	昭和57年	12月22日	知事、県議会議長、チッソに対する貸付金に関し、（1）不測の事態が生じた場合の国の100 %の保証、（2）県債原資の全額政府資金充当、（3）特別立法の制定3項目について県選出国會議員及び関係省庁に要望
1982年	昭和57年	12月23日	知事、県選出国會議員、水俣病関係閣僚会議の開催等について環境庁長官に要望
1983年	昭和58年	1月28日	県選出国會議員及び鹿児島県選出議員による水俣病対策協議会設置
1983年	昭和58年	2月26日	水俣病対策協議会開催
1983年	昭和58年	3月10日	水俣病対策協議会と県議会との打合せ会開催。知事、チッソに対する貸付金に関し、100%保証について環境庁長官、政務次官に要望
1983年	昭和58年	4月1日	国立大阪病院での検診開始
1983年	昭和58年	7月20日	待ち料訴訟判決、原告勝訴
1983年	昭和58年	8月1日	待ち料訴訟判決に県控訴（7月21日国控訴）
1984年	昭和59年	3月2日	長期未処分者に対する検診希望調査を実施（\$59. 3. 2～\$60. 7. 29）
1984年	昭和59年	5月2日	水俣病認定申請者6人、国・県・チッソ等を相手どり、水俣病国家賠償等訴訟（東京訴訟）」を東京地方裁判所に提訴
1985年	昭和60年	5月22日	知事、認定業務の促進に係る市町長に協力を要請
1985年	昭和60年	8月16日	水俣病第二次訴訟控訴審判決（同月30日確定）、原告4人勝訴、1人棄却
1985年	昭和60年	10月15日	水俣病の判断条件に対する専門家会議の意見出される
1985年	昭和60年	11月28日	水俣病認定申請者等5人、国・県・チッソ等を相手どり「水俣病国家賠償等請求訴訟（京都訴訟）」を京都地方裁判所に提訴
1985年	昭和60年	11月29日	待ち料訴訟控訴審判決、原告勝訴
1985年	昭和60年	12月12日	待ち料訴訟控訴審判決に県上告（同月4日国上告）
1986年	昭和61年	3月27日	水俣病認定申請棄却処分取消訴訟判決、原告勝訴
1986年	昭和61年	3月29日	熊本・鹿児島両県知事控訴
1986年	昭和61年	4月1日	治療研究事業の適正化始まる 国立病院医療センター（東京）での検診開始
1986年	昭和61年	7月1日	特別医療事業始まる
1986年	昭和61年	8月1日	250人検診200人審査体制となる
1986年	昭和61年	8月2日	御所浦町での検診開始
1987年	昭和62年	3月30日	水俣病第三次訴訟第1陣判決（熊本地方裁判所）、原告勝訴、国と県の責任認める
1987年	昭和62年	4月8日	水俣病第三次訴訟第1陣判決に国・県控訴
1987年	昭和62年	4月9日	水俣病第三次訴訟第1陣判決にチッソ控訴
1987年	昭和62年	10月1日	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正施行
1987年	昭和62年	11月24日	県議会環境対策特別委員会「チッソ（株）に対する金融支援措置」及び「水俣・芦北地域の振興」 について関係省庁に要望
1987年	昭和62年	12月4日	水俣病関係閣僚会議開催
1987年	昭和62年	12月22日	県議会「熊本県の水俣病対策に関するチッソ県債の継続発行に当たっての決議」
1988年	昭和63年	2月19日	水俣病認定申請者等8人、国・県・チッソを相手どり「水俣病国家賠償等請求訴訟（福岡訴訟）」 を福岡地方裁判所に提訴
1988年	昭和63年	2月29日	水俣病刑事事件上告審判決 （チッソ元社長ら有罪確定）
1988年	昭和63年	3月1日	公害健康被害補償法の一部改正施行
1989年	平成1年	9月29日	熊本県と水俣病患者・弁護士全国連絡会議との実務担当者レベルでの話し合い始まる。
1990年	平成2年	1月1日	特別医療事業において、はり・きゅう施術療養費の助成を開始
1990年	平成2年	2月14日	熊本県と水俣病患者連合との実務担当者レベルでの話し合い始まる
1990年	平成2年	3月31日	水俣湾等公害防止事業完了
1990年	平成2年	9月28日	水俣病東京訴訟について東京地方裁判所から和解勧告
1990年	平成2年	10月1日	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部改正施行

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1990年	平成2年	12月5日	環境庁長官水俣視察
1991年	平成3年	4月26日	待ち料訴訟上告審判決、破棄・差戻
1991年	平成3年	10月1日	特別医療事業において、昭和61年5月以前の棄却者についても選定の対象とし、医療費等の助成を開始
1991年	平成3年	11月13日	産業、環境及び健康に関する水俣国際会議の開催（～11月15日）
1991年	平成3年	11月26日	中央公害対策審議会から医療事業、健康管理事業等を内容とした「今後の水俣病のあり方について」を環境庁長官へ答申
1992年	平成4年	2月7日	水俣病東京訴訟判決（東京地方裁判所）、国・県の責任は否定
1992年	平成4年	2月14日	水俣病東京訴訟判決に原告控訴
1992年	平成4年	5月31日	特別医療事業廃止
1992年	平成4年	6月26日	熊本県医療事業実施要項及び熊本県健康管理事業実施要項施行
1993年	平成4年	11月14日	産業による環境破壊と地域社会の対応に関する1992年水俣国際会議の開催
1993年	平成5年	1月4日	水俣市立水俣病資料館開館
1993年	平成5年	3月25日	水俣病第三次訴訟第2陣判決（熊本地方裁判所）、原告勝訴
1993年	平成5年	4月7日	水俣病第三次訴訟第2陣判決に国・県・チッソ控訴
1993年	平成5年	4月8日	水俣病第三次訴訟第2陣判決に原告控訴
1993年	平成5年	6月30日	県議会「熊本県の水俣病対策に関するチッソ県債の発行に当たっての決議」
1993年	平成5年	8月20日	県環境センター開館
1993年	平成5年	8月31日	水俣病に関する関係閣僚会議開催（１）チッソに対する中長期的な観点からの支援策を関係省庁において検討。（２）その間の措置としてチッソに対し特別な金融支援を行う。チッソに不測の事態が生じた場合、国において万全の措置を講ずることを申合せ
1993年	平成5年	9月3日	閣議決定「水俣病対策について」（１）チッソに対する金融支援は国の施策、（２）チッソに不測の事態が生じた場合、国において万全の措置を講ずることを再確認
1993年	平成5年	11月19日	知事、水俣病に関する関係閣僚会議において、チッソの中長期的な観点からの支援策の早期成案化を要望
1993年	平成5年	11月26日	水俣病京都訴訟判決（京都地方裁判所）、原告勝訴（国と県の責任を認める）
1993年	平成5年	12月9日	水俣病京都訴訟判決に国・県・チッソ控訴
1993年	平成5年	12月10日	水俣病京都訴訟判決、原告勝訴
1993年	平成5年	12月16日	県議会、「平成6年度以降のチッソ県債の取り扱いを決定するに当たっての決議」
1993年	平成6年	1月13日	県議会環境対策特別委員会、国に対して、チッソの中期的な観点からの支援策の成案化について、早急に対処されるよう要望
1994年	平成6年	3月28日	県議会、国に対し、「中長期的な観点からのチッソ支援策の早期策定を求める意見書」を提出
1994年	平成6年	5月1日	水俣病犠牲者慰霊式で水俣市長が謝罪
1994年	平成6年	6月30日	県議会、「チッソ県債の発行に当たっての決議」
1994年	平成6年	7月11日	水俣病関西訴訟判決（大阪地方裁判所）、国、県の責任を否定
1994年	平成6年	7月22日	水俣病関西訴訟判決にチッソ控訴
1994年	平成6年	7月25日	水俣病関西訴訟判決に原告控訴
1994年	平成6年	9月9日	水俣病に関する関係閣僚会議開催（１）既発行県債のうち、現行金利を超えるものについて、金利負担の軽減及び資金繰りの円滑化に資するための金融支援策を講ずる。（２）水俣・芦北地域の振興に係る基金を熊本県が設立する場合には、国は、所要の財政措置及び地方財政措置を講ずる。当該基金を通じて熊本県がチッソに貸付を行うために発行する県債については、平成10年までの5年間に限り、100億円を限度とすることを申合せ
1994年	平成6年	9月13日	閣議了解「水俣病対策について」（平成6年9月9日水俣病に関する関係閣僚会議の申合せ事項 について）
1994年	平成6年	9月20日	閣議決定「水俣病対策について」（１）平成6年9月13日付け閣議了解に基づく金融支援についても 国の施策、（２）上記閣議了解に基づく金融支援に関してチッソに不測の事態が生じた場合、 国において万全の措置を講ずる
1994年	平成6年	12月27日	財団法人水俣・芦北地域振興基金設立
1995年	平成7年	2月23日	与党三党、「与党水俣病問題対策会議」設置
1995年	平成7年	5月10日	「水俣病問題解決についての三党合意（中間報告）」を報告
1995年	平成7年	6月21日	与党、解決案「水俣病問題の解決について」を決定
1995年	平成7年	8月21日	環境庁、水俣病問題解決のための調整案発表
1995年	平成7年	9月28日	与党、解決案決定。環境庁は県、各患者団体等に解決案を提示
1995年	平成7年	9月30日	環境庁長官、水俣市で各患者団体に解決案を説明
1995年	平成7年	10月2日	平和会、解決案受入れ。「水俣病未認定患者救済に係る政府解決案の受入れについて」を提出
1995年	平成7年	10月3日	茂道同志会、解決案受入れ。「水俣病未認定患者救済に係る政府解決案の受入れについて」を提出
1995年	平成7年	10月5日	漁民未認定患者の会、解決案受入れ。「水俣病未認定患者救済に係る政府解決案の受入れについて」を提出
1995年	平成7年	10月12日	水俣病患者連合、解決案受入れ。「受諾通知」を提出
1995年	平成7年	10月30日	水俣病被害者・弁護士全国連絡会議（全国連）、解決案受入れ 『「水俣病問題の解決について」に対する回答書』を提出
1995年	平成7年	11月7日	チッソ支援策及び地域の再生・振興策に関する環境庁素案が県に提出
1995年	平成7年	12月12日	環境対策特別委員会にて環境庁案を了承 県議会、地域の再生・振興とチッソ支援の継続を国へ要望

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
1995年	平成7年	12月15日	水俣病に関する関係閣僚会議申合せ 「水俣病対策について」閣議了解 「水俣病対策について」閣議決定 首相「遺憾の意」を表明
1995年	平成7年	12月20日	県議会にて全面的最終的解決に伴う関連補正予算及び条例の議決 知事「遺憾の意」を表明
1996年	平成8年	1月5日	財団法人水俣病問題解決支援財団の設立
1996年	平成8年	1月16日	県から財団法人水俣病問題解決支援財団へ303億円を出資
1996年	平成8年	1月22日	水俣病総合対策医療事業の申請受付再開
1996年	平成8年	2月4日	「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」と水俣市の共催による、解決策の概要と総合対策医療事業の説明会開催
1996年	平成8年	2月21日	平和会がチッソと協定書締結
1996年	平成8年	2月23日	漁民の会及び茂道同志会がチッソと協定書締結
1996年	平成8年	2月28日	取消訴訟において、熊本県関係3名の原告が訴訟取下げ（鹿児島県関係1名は継続、H9. 3. 11棄却処分取消判決）
1996年	平成8年	3月8日	第1回水俣病総合対策医療事業判定検討会開催（以降12回開催）
1996年	平成8年	4月30日	患者連合がチッソと協定書締結
1996年	平成8年	5月1日	水俣病犠牲者慰霊式（環境庁長官、知事、チッソ、各患者団体等出席）
1996年	平成8年	5月19日	全国連がチッソと協定書締結
1996年	平成8年	5月22日-23日	全国連とチッソの間に7裁判所で和解成立、国・県に対する訴え取下げ
1996年	平成8年	7月1日	水俣病総合対策医療事業の申請受付締切
1996年	平成8年	9月27日	待ち料訴訟差戻審判決（福岡高等裁判所）、原告勝訴、県の責任を否定
1996年	平成8年	10月9日	県から財団法人水俣病問題解決支援財団へ75億4千万円を追加出資
1996年	平成8年	10月10日	待ち料訴訟差戻審判決に原告上告
1996年	平成8年	12月20日	知事、県議会議長、抜本的なチッソ支援策を国に要望
1997年	平成9年	3月5日	第12回水俣病総合対策医療事業判定検討会開催（申請者全員の審査を終了）
1997年	平成9年	3月17日	解決策に基づく水俣病総合対策医療事業の最終結果を発表
1997年	平成9年	6月27日	水俣病に関する関係閣僚会議開催（1）既往患者県債について平成6年9月と同様な金融支援措置を講ずること。（2）水俣・芦北地域の振興を図るため、基金を通して環境配慮型の先端技術の研究開発の支援を行うことを申合せ
1997年	平成9年	7月4日	閣議了解「水俣病対策について」（平成9年6月27日水俣病に関する関係閣僚会議の申合せ事項について）閣議決定「水俣病対策について」（1）同日付け閣議了解に基づく金融支援についても国の施策、（2）上記閣議了解に基づく金融支援に関してチッソに不測の事態が生じた場合、国において万全の措置を講ずる
1997年	平成9年	7月29日	水俣湾の安全宣言
1997年	平成9年	10月14日	仕切網撤去完了
1998年	平成10年	3月9日	財団法人水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金の設立
1998年	平成10年	4月1日	認定検診の水俣市立総合医療センターへ委託開始
1999年	平成11年	3月12日	県議会、「水俣病問題の残された課題である抜本的なチッソ支援策の早期策定を求める意見書」を国へ提出
1999年	平成11年	3月31日	水俣病相談検診センター廃止
1999年	平成11年	6月9日	水俣病に関する関係閣僚会議が開催され、抜本策の政府案を正式決定し、県に提示
1999年	平成11年	6月25日	県議会が、政府案を了承、関係省庁へ意見書を提出。
2000年	平成12年	2月8日	水俣病に関する関係閣僚会議開催（1）患者県債方式を平成12年度下期以降廃止する。（2）チッソに対する既往公的債務について、各年度、所要の支払猶予等を行い、その支払猶予等相当額を国庫補助金及び地方財政措置により手当する。（3）一時金貸付金のうち国庫補助金相当額85％について、チッソからの返済を免除すること等を申合せ
2000年	平成12年	2月8日	閣議了解「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」（同日付け水俣病に関する関係閣僚会議申合せについて）
2000年	平成12年	12月1日	財団法人水俣・芦北地域振興基金、財団法人水俣病問題解決支援財団及び財団法人水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金が統合され、財団法人水俣・芦北地域振興財団となる
2001年	平成13年	2月13日	待ち料訴訟（再）上告審判決、上告棄却
2001年	平成13年	4月27日	水俣病関西訴訟控訴審判決、原告勝訴、国、県の責任を認める
2001年	平成13年	5月11日	水俣病関西訴訟控訴審判決に国・県上告の提起及び上告受理申立て
2001年	平成13年	7月6日	水俣病関西訴訟控訴審判決に原告附带上告の提起及び附带上告受理申立て
2001年	平成13年	10月15日-19日	第6回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議開催
2001年	平成13年	12月19日	棄却処分者が、熊本県知事を相手どって、水俣病認定申請棄却処分の取消しを求める行政訴訟を熊本地方裁判所へ提訴
2002年	平成14年	5月24日	県内小学校5年生が水俣を訪問する「こどもエコセミナー」開始
2004年	平成16年	10月15日	水俣病関西訴訟最高裁判決が出される ・判決の概要 国は旧水質2法、県は旧漁業調整規則の規制権限を行使せず、昭和35年1月以降水俣病の拡大を防止しなかったことにつき、賠償責任がある
2004年	平成16年	10月31日	熊本県公害健康被害認定審査会委員の任期満了
2004年	平成16年	11月25日	熊本県議会全員協議会が開催され、療養費支給等を内容とする県の対策案（「今後の水俣病対策について」）を国と協議するたたき台として了承
2004年	平成16年	11月29日	環境省に対し、県の対策案を提出
2005年	平成17年	2月15日	熊本県議会水俣病対策特別委員会を設置

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
2005年	平成17年	3月7日	熊本県議会議長及び水俣病対策特別委員会委員長から国に対し、県財政負担の軽減等を内容とする要望書を提出
2005年	平成17年	3月10日	公害健康被害補償不服審査会が県の認定棄却処分（1件）を取り消す裁決をした
2005年	平成17年	3月31日	環境省が総合対策医療事業にかかる、国と県の負担割合に関する案（国8割、県2割）等を提示
2005年	平成17年	4月4日	熊本県議会水俣病対策特別委員会で環境省案のうち国と県の負担割合について了承
2005年	平成17年	4月7日	環境省が総合対策医療事業の拡充等を内容とする「今後の水俣病対策」及び水俣病問題について包括的な検証等を目的とする大臣の私的懇談会である「水俣病問題に係る懇談会の開催」について正式発表
2005年	平成17年	5月1日	環境大臣が水俣病犠牲者慰霊式の出席にあわせて、団体と「今後の水俣病対策」について話し合い
2005年	平成17年	5月11日	環境省が「水俣病問題に係る懇談会」を開催
2005年	平成17年	6月1日	水俣病関西訴訟及び熊本水俣病二次訴訟において、損害賠償を認容する判決が確定した方々への医療費等の支給開始
2005年	平成17年	7月8日	保健福祉施策の充実等を内容とする「水俣病問題に関する今後の取組について」県から国へ要望を実施
2005年	平成17年	7月29日	水俣病公式確認50年事業実行委員会発足
2005年	平成17年	10月3日	水俣病不知火患者会の会員が国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償請求訴訟を提起
2005年	平成17年	10月13日	拡充後の保健手帳申請受付を再開
2005年	平成17年	10月28日	水俣病認定義務付け訴訟の提起
2005年	平成17年	11月28日	拡充・申請受付再開後、第1回目の保健手帳交付
2005年	平成17年	12月1日	医療手帳、保健手帳の拡充内容適用開始・医療手帳の主な拡充内容：医療費の（自己負担分を全額）支給等に加えて、温泉療養費を支給・保健手帳の主な拡充内容：医療費の（自己負担分を全額）支給
2006年	平成18年	3月9日	国において認定審査会を設置する方針が表明される
2006年	平成18年	4月25日	衆議院本会議にて「水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」が可決
2006年	平成18年	4月26日	参議院本会議にて「水俣病公式確認50年に当たり、悲惨な公害を繰り返さないことを誓約する決議」が可決
2006年	平成18年	4月27日	熊本県議会臨時会にて「水俣病公式確認50年を迎えるに当たっての宣言決議」が可決
2006年	平成18年	4月28日	「水俣病公式確認50年に当たっての内閣総理大臣の談話」発表
2006年	平成18年	5月1日	公式確認50年の節目の水俣病犠牲者慰霊式開催
2006年	平成18年	5月19日	第1回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2006年	平成18年	5月29日	熊本県議会水俣病対策特別委員会において、平成7年の政治解決と同様の手当・一時金を含む救済策を講じることなどを内容とする水俣病問題早期解決のための要請を国に対して行うことを決議
2006年	平成18年	5月30日	熊本県議会水俣病対策特別委員会委員長及び知事等が、環境省（環境副大臣）及び県選出国會議員等に対し、要請書を提出
2006年	平成18年	6月1日	第2回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2006年	平成18年	6月16日	第3回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2006年	平成18年	8月30日	第4回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2006年	平成18年	12月17日	第5回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催。その結果、新たな救済策の検討を進めることと、救済策策定に向けて、被害者の方々の実態調査について、国、県に求められた
2007年	平成19年	3月9日	第6回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催。被害者の実態調査を4月から行い、これと並行して救済策の検討を進め、調査の結果を踏まえて、6月までには新たな救済策を取りまとめることと整理された
2007年	平成19年	3月10日	関西訴訟最高裁判決以降、第1回目の熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2007年	平成19年	4月6日	水俣病に係る新たな救済策の策定に向け、被害者の実態を把握するための調査を国からの受託により実施
2007年	平成19年	5月16日	県の水俣病認定申請棄却処分及び国が行った審査請求棄却裁決の取消及び新たな認定処分を求める訴えが大阪地裁に提起された
2007年	平成19年	5月18日	県が水俣病認定申請から相当期間処分しないとの違法確認及び水俣病の認定義務付けを認める訴えが熊本地方裁判所に提起された
2007年	平成19年	5月26日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2007年	平成19年	6月22日	第7回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2007年	平成19年	7月3日	第8回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催され、「水俣病に係る新たな救済策について（中間とりまとめ）」を提示
2007年	平成19年	7月29日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2007年	平成19年	8月30日	第9回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2007年	平成19年	10月11日	水俣病被害者互助会の会員が、県、国及びチッソ（株）を相手に損害賠償訴訟を提起
2007年	平成19年	10月18日	第10回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2007年	平成19年	10月26日	第11回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催され、「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方」を了承
2007年	平成19年	11月14日	「水俣・芦北地域 水俣病患者等保健福祉ネットワーク」を設立
2007年	平成19年	12月17日	熊本県議会定例会において「新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向けた決議」が可決
2008年	平成20年	1月25日	水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務づけが求められた裁判で、熊本地方裁判所において、原告の訴えを退ける判決（平成20年2月6日、原告、福岡高等裁判所に控訴）
2008年	平成20年	2月29日	熊本県議会定例会において「平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計当初予算の取り扱いに対する附帯決議」が可決
2008年	平成20年	3月14日	胎児性・小児性水俣病患者等地域生活支援事業所「ほっとはうす みんなの家」が完成
2008年	平成20年	4月22日	第12回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2008年	平成20年	6月17日	第13回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2008年	平成20年	6月30日	熊本県議会本会議において、「チッソ株式会社に対する支援の見直しに関する意見書」が議決
2008年	平成20年	12月18日	第14回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催
2008年	平成20年	12月25日	熊本県議会水俣病対策特別委員会において、「水俣病被害者救済の早期実現に関する要望書」が採決

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
2009年	平成21年	1月15日	熊本・鹿児島県の両県知事が、環境大臣に対し、「水俣病問題早期解決のための要望書」を提出
2009年	平成21年	2月13日	第15回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催され、「現下の水俣病問題の最終的包括的解決の方向性について」を了承
2009年	平成21年	2月15日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2009年	平成21年	3月5日	自民党水俣問題小委員会及び公明党水俣問題小委員会が開催され、水俣病被害者救済等特別措置法案（仮称）を提示
2009年	平成21年	3月6日	第16回与党水俣病問題に関するプロジェクトチームによる会議が開催され、水俣病被害者救済等特別措置法案（仮称）を了承
2009年	平成21年	3月13日	与党が「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案」を国会に提出
2009年	平成21年	4月17日	民主党が「水俣病被害の救済に関する特別措置法案」を国会に提出
2009年	平成21年	6月28日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2009年	平成21年	7月2日	与党と民主党が特別措置法案に合意
2009年	平成21年	7月8日	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という）」が国会にて可決（法律成立）
2009年	平成21年	7月15日	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」施行
2009年	平成21年	7月26日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2009年	平成21年	10月4日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2009年	平成21年	11月29日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2009年	平成21年	12月25日	環境省から『水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の「救済措置の方針」等についての考え方』が提示
2010年	平成22年	1月22日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、熊本地裁から和解勧告
2010年	平成22年	1月22日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、第1回和解協議
2010年	平成22年	2月12日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、第2回和解協議
2010年	平成22年	2月14日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2010年	平成22年	2月26日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、第3回和解協議
2010年	平成22年	3月15日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、第4回和解協議
2010年	平成22年	3月15日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、熊本地方裁判所が所見を提示
2010年	平成22年	3月29日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟について、第5回和解協議原告、被告双方が、熊本地方裁判所が提示した所見の受け入れを表明
2010年	平成22年	4月16日	「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置方針」を閣議決定
2010年	平成22年	5月1日	水俣病犠牲者慰霊式が水俣市で開催され、内閣総理大臣が初めて出席。また、特措法に基づく救済措置の申請受付を開始
2010年	平成22年	5月16日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2010年	平成22年	5月30日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟熊本地方裁判所和解所見に基づく第1回第三者委員会を開催
2010年	平成22年	6月3日	特措法に基づく救済措置に係る公的診断を開始
2010年	平成22年	6月27日	特措法による被害者救済のための、第1回熊本県医療事業判定検討会を開催
2010年	平成22年	7月6日	環境省が、チッソ(株)を特措法第8条に基づく「特定事業者」に指定
2010年	平成22年	7月16日	水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務付けが求められた裁判で、大阪地方裁判所から「原告を水俣病と認定せよ」との判決
2010年	平成22年	7月20日	ノーモア・ミナマタ近畿国家賠償等請求訴訟について、大阪地方裁判所から和解勧告
2010年	平成22年	7月22日	水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務付けが求められた裁判で、県が大阪高等裁判所に控訴
2010年	平成22年	9月1日	ノーモア・ミナマタ東京国家賠償等請求訴訟について、東京地方裁判所から和解勧告
2010年	平成22年	9月7日	国が、被害者救済のための一時金に係るチッソ(株)に対する貸付けについて、予備費支出を閣議決定
2010年	平成22年	9月9日	県議会が、一時金に係るチッソ(株)に対する貸付けのための補正予算を議決
2010年	平成22年	10月1日	天草市保健福祉センター「いさな館」が完成
2010年	平成22年	11月12日	チッソ(株)が、特措法第9条に基づく「事業再編計画」の認可を国に申請
2010年	平成22年	11月16日	ノーモア・ミナマタ近畿国家賠償等請求訴訟について、原告・被告双方が和解に向けて基本合意
2010年	平成22年	11月17日	ノーモア・ミナマタ東京国家賠償等請求訴訟について、原告・被告双方が和解に向けて基本合意
2010年	平成22年	11月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2010年	平成22年	12月15日	特措法第9条に基づきチッソ(株)が申請していた「事業再編計画」を国が認可
2011年	平成23年	1月12日	チッソ(株)が事業会社〔JNC(株)、100%子会社、本社東京〕を設立
2011年	平成23年	2月5日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2011年	平成23年	2月8日	特措法第10条に基づき、チッソ(株)が大阪地方裁判所へ申請していた事業会社への事業譲渡を大阪地方裁判所が許可
2011年	平成23年	3月15日	県議会でノーモア・ミナマタ3訴訟の和解議案が議決
2011年	平成23年	3月21日	ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟原告団総会で和解の受け入れが決定
2011年	平成23年	3月24日	東京地方裁判所で、ノーモア・ミナマタ東京国家賠償等訴訟の和解が成立
2011年	平成23年	3月25日	熊本地方裁判所で、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟の和解が成立
2011年	平成23年	3月28日	大阪地方裁判所で、ノーモア・ミナマタ近畿国家賠償等訴訟の和解が成立
2011年	平成23年	4月	水俣に学ぶ肥後っ子教室開始
2011年	平成23年	5月29日	熊本県公害被害者認定審査会及び熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2011年	平成23年	7月20日	胎児性・小児性水俣病患者等の宿泊施設「ぬくもりの家潮風」が完成
2011年	平成23年	10月16日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2012年	平成24年	2月26日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2012年	平成24年	2月27日	水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務付けが求められた裁判で、福岡高等裁判所は、「原告を水俣病と認定せよ」との判決
2012年	平成24年	3月8日	水俣病認定申請棄却処分の取り消しと認定義務付けが求められた裁判で、県が最高裁判所に上告受理申立

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
2012年	平成24年	4月12日	水俣病認定申請棄却処分取り消しと認定義務付けが求められた裁判で、大阪高等裁判所において原告の主張を退ける判決（平成24年4月25日、原告最高裁に上告及び上告受理申立）
2012年	平成24年	7月1日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2012年	平成24年	7月24日	芦北町女島活力推進センター「ゆめもやい」が完成
2012年	平成24年	7月31日	特措法救済申請受付を終了 期限までに約4万3千人（熊本県）が申請
2012年	平成24年	11月11日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2013年	平成25年	3月3日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2013年	平成25年	3月15日	福岡高裁判決に対する上告事件、大阪高裁判決に対する上告事件について、最高裁で口頭弁論
2013年	平成25年	4月16日	水俣病認定申請棄却処分取消等請求訴訟最高裁判決が出される ・判決の概要 (1)福岡高裁判決に対する上告事件 県の上告を破棄し、原判決を維持（福岡高裁判決が確定） (2)大阪高裁判決に対する上告事件 原告の上告を認め、原判決を破棄し、大阪高等裁判所へ差戻し
2013年	平成25年	5月7日	県、大阪高等裁判所に差し戻された事件について、控訴取下げ（大阪地裁判決が確定）
2013年	平成25年	6月20日	水俣病不知火患者会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償請求訴訟を熊本地方裁判所に提起（ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟・熊本）
2013年	平成25年	10月9日-11日	水俣条約外交会議が熊本市及び水俣市で開催され、「水銀に関する水俣条約」が採択。熊本県知事が水銀に頼らない社会の実現を目指す「水銀フリー熊本宣言」を行った
2013年	平成25年	10月26日-27日	第33回全国豊かな海づくり大会～くまもと～が水俣市等で開催
2014年	平成26年	2月5日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に水俣病認定基準通知の差止めを求める訴訟を東京地方裁判所に提起
2014年	平成26年	3月15日	胎児性・小児性水俣病患者等のグループホーム「おるげのあ」が完成
2014年	平成26年	3月20日	関西訴訟認容者で水俣病の認定を受けた者が、県を相手に障害補償費不支給決定取消等請求訴訟を熊本地方裁判所に提起
2014年	平成26年	3月31日	水俣病被害者互助会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、熊本地方裁判所判決 ・原告3人の請求を一部認容、5人の請求を棄却
2014年	平成26年	4月8日	水俣病被害者互助会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、国・県が福岡高等裁判所に控訴（原告は同日、チッソ（株）は4月10日に控訴）
2014年	平成26年	5月16日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟を東京地方裁判所に提起
2014年	平成26年	8月8日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に水俣病認定基準通知の差止めを求めている裁判で、東京地方裁判所判決 ・訴え却下※平成26年8月18日、原告は東京高等裁判所に控訴
2014年	平成26年	8月12日	水俣病不知火患者会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起（ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟・東京）
2014年	平成26年	8月29日	特措法に基づく救済措置に係る判定の確定に伴い、判定結果を公表
2014年	平成26年	9月29日	水俣病不知火患者会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償請求訴訟を大阪地方裁判所に提起（ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟・近畿）
2014年	平成26年	11月1日～9日	バンコクで開催されたINC6（国際水銀条約のための政府間交渉委員会第6回会合）にて語り部等が講話を実施。
2015年	平成27年	1月13日	関東在住の原告が、国、県及びチッソ（株）を相手に水俣病に関する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起
2015年	平成27年	3月30日	関西訴訟認容者で水俣病の認定を受けた者が、県を相手に障害補償費不支給決定取消等を求めている裁判で、熊本地方裁判所判決 ・取消し：請求棄却、義務付け：訴え却下※平成27年4月9日、原告は福岡高等裁判所に控訴
2015年	平成27年	6月14日～19日	ソウルで開催されたICMGP（地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議）にて語り部が講話を行った。
2015年	平成27年	6月25日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に水俣病認定基準通知の差止めを求めている裁判で、東京高等裁判所判決 ・控訴棄却※平成27年7月9日、原告は最高裁判所に上告及び上告受理申立て
2015年	平成27年	7月12日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2015年	平成27年	9月1日	特措法判定結果の出生年別、ばく露時の居住市町村別による集計について公表
2015年	平成27年	9月7日	大学院教授が、国、熊本県及び鹿児島県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟を東京地方裁判所に提起
2015年	平成27年	10月15日	水俣病被害者互助会の会員が、熊本県及び鹿児島県を相手に水俣病認定義務付等請求訴訟を熊本地方裁判所に提起
2015年	平成27年	10月18日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2015年	平成27年	12月1日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に水俣病認定基準通知の差止めを求めている裁判で、最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立ての不受理を決定
2015年	平成27年	12月20日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2016年	平成28年	1月27日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等を求めている裁判で、東京地方裁判所判決 ・法定調査及び報告の義務付け：訴え却下、損害賠償：請求棄却※平成28年1月29日、原告は東京高等裁判所に控訴
2016年	平成28年	1月30日	環境省が、「メチル水銀による環境影響等に関する調査研究発表会」を水俣市で開催
2016年	平成28年	3月13日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2016年	平成28年	5月1日	水俣市立水俣病資料館が、展示内容を全面的に見直し、リニューアルオープン
2016年	平成28年	5月22日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2016年	平成28年	6月16日	関西訴訟認容者で水俣病の認定を受けた者が、県に対し障害補償費不支給決定取消等を求めている裁判で、福岡高等裁判所判決 ・取消し：請求認容、義務付け：控訴棄却
2016年	平成28年	6月29日	関西訴訟認容者で水俣病の認定を受けた者が、県に対し障害補償費不支給決定取消等を求めている裁判で、県が最高裁判所に上告受理申立て

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
2016年	平成28年	7月21日	水俣病被害者互助会の会員が、国及び県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等を求めている裁判で、東京高等裁判所判決 ・控訴棄却
2016年	平成28年	7月24日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2016年	平成28年	8月31日	津奈木町平国コミュニティセンターが完成
2016年	平成28年	10月2日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2016年	平成28年	10月29日	熊本地震の影響で5月1日から延期されていた水俣病犠牲者慰霊式を実施
2016年	平成28年	11月27日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2016年	平成28年	12月7日	大学院教授が、国、熊本県及び鹿児島県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟を求めている裁判で、東京地方裁判所判決 ・法定調査及び報告の義務付け：訴え却下、不作為の違法確認：訴え却下、損害賠償：請求棄却※平成28年12月13日、原告は東京高等裁判所に控訴
2017年	平成29年	1月22日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2017年	平成29年	2月12日	環境省が、第2回「メチル水銀による環境影響等に関する調査研究発表会」を新潟市で開催
2017年	平成29年	3月5日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2017年	平成29年	4月18日	水俣病不知火患者会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起（ノーモア・ミナマタ第2次国家賠償等請求訴訟・東京B）
2017年	平成29年	5月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2017年	平成29年	7月12日	大学院教授が、国、熊本県及び鹿児島県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付け等請求訴訟を求めている裁判で、東京高等裁判所判決 ・法定調査及び報告の義務付け：訴え却下、不作為の違法確認：訴え却下、損害賠償：請求棄却 ※平成29年7月14日、原告は最高裁判所に上告
2017年	平成29年	7月12日～20日	アメリカで開催されたICMGP（地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議）にて語り部が講話を実施。
2017年	平成29年	7月23日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2017年	平成29年	8月16日	「水銀に関する水俣条約」発効
2017年	平成29年	9月8日	関西訴訟認容者で水俣病の認定を受けた者が、県に対し障害補償費不支給決定取消等を求めている裁判で、最高裁判所判決 ・東京高等裁判所の判決を破棄し、原告の請求を棄却
2017年	平成29年	9月10日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2017年	平成29年	11月19日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2017年	平成29年	12月21日	大学院教授が、国、県及び鹿児島県を相手に食品衛生法に基づく水俣病の法定調査等の義務付けを求めている裁判で、最高裁判所不受理決定
2017年	平成29年	12月25日	環境省が、「平成29年度 重金属等による健康影響に関する総合研究 研究成果発表会」を開催
2018年	平成30年	1月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2018年	平成30年	3月11日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2018年	平成30年	5月20日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2018年	平成30年	7月22日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2018年	平成30年	9月9日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2018年	平成30年	11月18日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2018年	平成30年	12月6日	環境省が、「平成30年度 重金属等による健康影響に関する総合研究 研究成果発表会」を開催
2018年	平成30年	12月19日	県内在住の原告が、熊本県を相手に水俣病認定義務付等請求訴訟を熊本地方裁判所に提起
2019年	平成31年	1月20日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2019年	平成31年	3月3日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2019年	令和1年	5月19日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2019年	令和1年	5月29日	関東在住の原告が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、東京地方裁判所判決 ・原告の請求を棄却 ※令和1年6月7日、原告は東京高等裁判所に控訴
2019年	令和1年	7月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2019年	令和1年	9月8日～13日	ポーランドで開催されたICMGP(地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議)にて語り部が講話を実施。
2019年	令和1年	9月29日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2019年	令和1年	11月17日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2019年	令和1年	12月23日	環境省が、「令和元年度 重金属等による健康影響に関する総合研究 研究成果発表会」を開催
2020年	令和2年	1月26日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2020年	令和2年	2月27日	関東在住の原告が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、東京高等裁判所判決 ・控訴棄却 ※令和2年3月5日、原告は最高裁に上告
2020年	令和2年	3月13日	水俣病被害者互助会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、福岡高等裁判所判決 ・原告8人の請求を棄却 ※令和2年3月23日、原告は最高裁に上告
2020年	令和2年	6月18日	関西在住の原告が、熊本県を相手に水俣病認定義務付等請求訴訟を熊本地方裁判所に提起
2020年	令和2年	7月19日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催

水俣病問題に関する年表

西暦	和暦	月日	出 来 事
2020年	令和2年	7月21日	新型コロナウイルス感染症の影響により水俣病犠牲者慰霊式の初の中止を決定。
2020年	令和2年	9月11日	環境省が特措法に基づく、メチル水銀の健康影響を客観的に明らかにする手法の研究開発の成果について、1，2年程度を目処に整理したいと発表
2020年	令和2年	9月27日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2020年	令和2年	11月15日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2021年	令和3年	1月24日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2021年	令和3年	3月7日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2021年	令和3年	5月16日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2021年	令和3年	7月18日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2021年	令和3年	9月26日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2021年	令和3年	11月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2022年	令和4年	1月25日	関東在住の原告が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立ての不受理を決定
2022年	令和4年	3月8日	水俣病被害者互助会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、最高裁判所が上告棄却及び上告受理申立ての不受理を決定
2022年	令和4年	3月13日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2022年	令和4年	3月30日	水俣病被害者互助会の会員が、熊本県及び鹿児島県を相手に水俣病認定義務付け等を求めている裁判で、熊本地方裁判所判決 ・原告の請求を棄却 ※令和4年4月9日、原告は福岡高等裁判所に控訴
2022年	令和4年	5月15日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2022年	令和4年	5月25日	関西在住の原告が、国を相手に審査請求に係る不作為違法確認・損害賠償請求訴訟、熊本県を相手に水俣病認定義務付等請求訴訟を大阪地方裁判所に提起
2022年	令和4年	7月24日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2022年	令和4年	7月25日~29日	南アフリカでオンライン開催されたICMGP(世界的な汚染物質としての水銀に関する国際会議)にて語り部が講話を実施。
2022年	令和4年	9月25日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2022年	令和4年	11月20日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2023年	令和5年	1月29日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2023年	令和5年	3月5日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2023年	令和5年	5月14日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2023年	令和5年	7月23日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2023年	令和5年	9月3日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2023年	令和5年	9月27日	水俣病不知火患者会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、大阪地方裁判所判決 ・原告128人の請求を認容 ※令和5年10月10日、国・県は大阪高等裁判所に控訴（チッソ（株）は10月4日に控訴）
2023年	令和5年	11月12日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	1月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	3月17日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	3月22日	水俣病不知火患者会の会員が、国、県及びチッソ（株）を相手に損害賠償等を求めている裁判で、熊本地方裁判所判決 ・原告144人の請求を棄却 ※令和6年4月4日、原告は福岡高等裁判所に控訴
2024年	令和6年	5月12日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	7月21日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	7月21日~26日	南アフリカで開催されたICMGP(世界的な汚染物質としての水銀に関する国際会議)にて語り部がオンライン講話を実施。
2024年	令和6年	9月8日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	9月18日	県内在住の原告が、熊本県を相手に水俣病認定義務付等請求訴訟を熊本地方裁判所に提起
2024年	令和6年	11月10日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2024年	令和6年	12月16日	環境省が、「令和6年度 重金属等による健康影響に関する総合研究 研究成果発表会」を開催
2025年	令和7年	2月2日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催
2025年	令和7年	4月1日	水俣病総合対策医療事業について、離島加算の増額（月額1,000円→2,000円）
2025年	令和7年	5月11日	熊本県公害健康被害認定審査会を開催